令和９年度定年前再任用短時間勤務制の概要について

１　対象者

次の(1)・(2)のいずれかの要件を満たす者

(1) 徳島県公立学校の教育職員のうち、生年月日が昭和４０年４月２日から昭和４２年４月１日までの者で、令和９年３月３１日付で退職予定の者。

(2) 徳島県公立学校の教育職員であった者（生年月日が昭和４０年４月２日から昭和４１年４月１日までの者）のうち、６０歳に達した日以降に退職した者。

※令和８年度に徳島県公立学校で「定年前再任用短時間勤務」を行っている者（生年月日が昭和４０年４月２日から昭和４１年４月１日までの者）は、希望票で意思確認のみ実施。

２　任用方法

再任用を希望する者の中から従前の勤務実績等に基づき選考します。

３　任用期間

令和９年４月１日から令和１１年３月３１日（令和８年度末に６１歳の者）

令和９年４月１日から令和１３年３月３１日（令和８年度末に６０歳の者）

４　勤務時間

(1) 短時間勤務とします。

(2) 職種、職務内容により、週あたりの勤務日数及び１日あたりの勤務時間を設定します。

(3) 週あたりの勤務日数及び１日あたりの勤務時間は、再任用を行う職種、職務内容及び審査結果等に応じて、県教育委員会が定めることとしています。よって、個人の希望に添えない場合があります。

※マイスターバンクに登録して講師等で勤務していただく制度については、従前どおりです。

５　職務内容

(1) 職務内容は次のようなものを予定しています。

① 正副担任または学年付

② 初任者研修指導員

③ 補導センター等指導員

④ 部活動指導支援

(2) 管理職としての再任用は行いません。

６　配置

(1) 配置等は一般教職員の異動と同じですので、高等学校、特別支援学校、教育委員会事務局等、希望に添えない場合もあります。配置先については、年度末の人事異動内示の際にお知らせします。

また、５(1)のような職務内容のため、配置校が限られます。そのため、遠距離勤務となる場合もあります。

(2) 「身体障害者手帳」の交付を受け、その障がいの程度が１級から６級までの者については、本人の希望により配置先や通勤距離等について配慮します。

７　週休日等

再任用教育職員の週休日は、２日以上、勤務時間は１日７時間４５分以内です。

再任用された場合の勤務形態と勤務時間については、必ずしも本人の希望どおりではなく、職務の内容に応じて県教育委員会が定めることになります。

８　年次有給休暇

(1) 令和９年３月３１日に退職し、その翌日の４月１日に再任用教育職員となる場合の年次有給休暇は、令和９年４月１日から令和９年８月３１日までは、令和９年３月３１日時点の残日数となり、その後９月１日に、勤務形態に応じて次の算式により求められる日数（１日未満の端数は四捨五入）が付与されます。

① 斉一型勤務教育職員（１週間毎の勤務日数と勤務日毎の勤務時間ともに同一）

２０日×１週間の勤務日の日数÷５日

② 不斉一型短時間勤務教育職員（斉一型勤務教育職員以外の教育職員）

{１５５時間×(１週間当たりの勤務時間÷３８時間４５分)}÷７時間４５分

(2) 再任用短時間勤務職員の年次休暇の単位は１日又は１時間となります。ただし、１日を単位とする年次有給休暇は、斉一型勤務教育職員にあっては、１日の勤務時間のすべてを勤務しないときに、不斉一型短時間勤務教育職員にあっては、１回の勤務に割り振られた勤務時間が７時間を超え７時間４５分を超えない時間とされている場合において当該勤務時間のすべてを勤務しないときに使用できます。

９　その他の休暇

一般の正規教育職員に準じますが、リフレッシュ休暇の適用はありません。また、修学部分休業、自己啓発等休業、大学院修学休業は適用されません。

10　給料（月額）

給　料　表	格付け	職　名	ア 週23時間15分 ［週３日］ 1日7時間45分	イ 週19時間10分 ［週2.5日］ 1日7時間45分 0.5日3時間40分 ウ 週19時間10分 ［週５日］ 1日3時間50分	エ 週16時間 ［週４日］ 1日：4時間	オ 週15時間30分 ［週２日］ 1日7時間45分
高等学校等 教育職給料表	１級	実習助手 寄宿舎指導員	148,320円	122,270円	102,069円	98,880円
	２級	教諭 養護教諭	173,340円	142,896円	119,287円	115,560円

給　料　表	格付け	職　名	キ 週28時間45分 ［週５日］ 1日5時間45分	ク 週31時間 ［週４日］ 1日7時間45分
高等学校等 教育職給料表	２級	教諭 養護教諭	214,345円	231,120円

※令和８年４月時点のものです。今後、給料表の改定により、給料月額が変更される場合があります。
※教育委員会事務局等で行政職として勤務する場合は、運用される給料表（給料月額）が異なります。

（参考）常勤講師給与

月　額　給　料
291,200 円

※令和８年４月時点のものです。

11　諸手当

徳島県（学校）職員給与条例及び同条例に基づく規則等の定めるところにより支給します。

① 支給される手当（職種により一部支給されないものがあります。）

・通勤手当　・給料の調整額　・教職調整額　・義務教育等教員特別手当
・産業教育手当　・定時制通信教育手当　・宿日直手当　・単身赴任手当
・時間外勤務手当　・期末手当　・勤勉手当　・地域手当
・特殊勤務手当等　・住居手当　・へき地手当（へき地手当に準ずる手当を含む。）

② 支給されない手当

・扶養手当　・初任給調整手当　・退職手当

12　分限、懲戒及び災害補償

一般の正規職員と同様の取扱いとなります。

13　共済制度等との関係

勤務形態により次のような取り扱いとなります。

年金・保険等		勤務形態 県立学校 短時間勤務 ア 週23時間15分	イ 週19時間10分 ウ 週19時間10分	エ 週16時間 オ 週15時間30分	キ 週28時間45分 ク 週31時間
健康保険	共済組合	☆	▲	▲	☆
	国民健康保険（市町村）	×	▲	▲	×
年金制度	第３号厚生年金（共済組合）	×	×	×	×
	年金払い退職給付（共済組合）	×	×	×	×
	第１号厚生年金（日本年金機構）	○	×	×	○
雇用保険		○	×	×	○

○：加入（対象）　　☆：加入（短期・福祉のみ対象）　　×：非加入（対象外）

▲：選択（共済組合の任意継続［注１］　または　国民健康保険）

［注１］退職の日の前日まで引き続き１年以上組合員であった者

※既に、老齢厚生年金等を受給されている者が、年金制度に加入する場合、年金と賃金等により年金の一部又は全額が支給停止となる調整があります。